

平成 21 事業年度

決 算 報 告 書
監事及び会計監査人
の意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構

目 次

	ページ
決算報告書	
1. 一般勘定	1
2. 産業基盤整備勘定	2
3. 施設整備等勘定	3
4. 小規模企業共済勘定	4
5. 中小企業倒産防止共済勘定	5
6. 工業再配置等業務特別勘定	6
7. 産炭地域経過業務特別勘定	7
8. 出資承継勘定	8
監事及び会計監査人の意見	
1. 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号） 第38条第2項の規定による財務諸表及び決算報告 書に関する監事の意見書	9
2. 独立監査人の監査報告書	10

決算報告書
平成21事業年度
(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	15,243,144,000	15,243,144,000	-	
施設整備費補助金	-	-	-	
その他の補助金等	866,104,000	693,880,791	△ 172,223,209	事業実績の減
借入金等	707,143,000	321,878,000	△ 385,265,000	高度化貸付に係る借入金の減
貸付等回収金	79,064,505,000	115,778,698,172	36,714,193,172	高度化回収の増
貸付金利息	2,180,612,000	3,107,264,159	926,652,159	
業務収入	1,914,922,000	2,028,279,052	113,357,052	事業収入の増
運用収入	1,481,099,000	1,811,189,095	330,090,095	
受託収入	4,848,436,000	4,347,566,390	△ 500,869,610	事業実績の減
その他収入	513,628,000	672,786,527	159,158,527	
計	106,819,593,000	144,004,686,186	37,185,093,186	
支出				
業務経費	24,557,089,000	20,619,683,324	△ 3,937,405,676	事業実績の減
貸付金	82,607,143,000	51,325,180,000	△ 31,281,963,000	高度化貸付の減
出資金	41,300,000,000	7,566,956,722	△ 33,733,043,278	出資実績の減
受託経費	4,848,436,000	4,068,672,816	△ 779,763,184	事業実績の減
借入金等償還	1,529,108,000	1,478,899,620	△ 50,208,380	高度化貸付に係る借入金償還の減
支払利息	7,722,000	8,125,915	403,915	
一般管理費	1,177,560,000	1,112,854,045	△ 64,705,955	
その他支出	399,500,000	261,268,900	△ 138,231,100	
計	156,426,558,000	86,441,641,342	△ 69,984,916,658	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

(1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。

(2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。

(3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成21事業年度
(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(産業基盤整備勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
政府出資金	25,000,000,000	25,000,000,000	-	
業務収入	57,348,000	73,262,910	15,914,910	求償権回収等の増
運用収入	164,861,000	490,785,209	325,924,209	保証履行の減による運用資産の増
その他収入	629,000	1,138,571	509,571	
計	25,222,838,000	25,565,186,690	342,348,690	
支出				
業務経費	377,928,000	148,772,662	△ 229,155,338	経営基盤強化業務費の減
出資金	200,000,000	-	△ 200,000,000	出資実績なし
代位弁済費	30,854,000	-	△ 30,854,000	保証履行実績なし
一般管理費	16,156,000	18,669,905	2,513,905	管理部門に係る経費負担の増
計	624,938,000	167,442,567	△ 457,495,433	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入は、損益計算書の債務保証料収入額に求償権回収額を加算した額を記載しております。
- (2) 代位弁済費は、保証債務の履行金額を記載しており、貸借対照表の求償権に記載しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
 平成21事業年度
 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(施設整備等勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
その他の補助金等	15,186,000	15,184,000	△ 2,000	
貸付等回収金	309,962,000	117,198,622	△ 192,763,378	事業貸付金の回収実績の減
貸付金利息	2,149,000	26,644,009	24,495,009	
業務収入	2,208,954,000	1,780,940,530	△ 428,013,470	販売用不動産の譲渡実績の減
運用収入	62,015,000	60,459,693	△ 1,555,307	運用資産の減
受託収入	11,000,000	7,812,000	△ 3,188,000	地方公共団体からの受託事業の減
その他収入	7,829,000	417,540,511	409,711,511	団地内公共施設の用地の売却による増
計	2,617,095,000	2,425,779,365	△ 191,315,635	
支出				
業務経費	1,424,378,000	1,269,515,216	△ 154,862,784	事業実績の減
受託経費	11,000,000	7,812,000	△ 3,188,000	地方公共団体からの受託事業の減
借入金等償還	2,924,391,000	2,924,391,000	-	
支払利息	84,963,000	82,647,485	△ 2,315,515	
一般管理費	95,276,000	64,307,453	△ 30,968,547	管理部門に係る経費負担の減
計	4,540,008,000	4,348,673,154	△ 191,334,846	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成21事業年度
(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(小規模企業共済勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	4,448,258,000	4,448,258,000	—	
貸付等回収金	482,204,047,000	480,718,851,000	△ 1,485,196,000	貸付回収金の減
貸付金利息	7,541,986,000	6,500,368,249	△ 1,041,617,751	
業務収入	546,936,126,000	513,664,661,970	△ 33,271,464,030	在籍件数の減等
運用収入	93,220,860,000	315,482,499,453	222,261,639,453	信託運用益の増等
その他収入	537,155,000	1,343,784,858	806,629,858	未払給付金の雑収入計上に伴う増等
計	1,134,888,432,000	1,322,158,423,530	187,269,991,530	
支出				
業務経費	590,568,655,000	655,900,246,270	65,331,591,270	共済金の増等
貸付金	524,831,000,000	483,871,755,000	△ 40,959,245,000	貸付規模の減
支払利息	51,108,000	32,526,790	△ 18,581,210	
一般管理費	144,240,000	136,433,917	△ 7,806,083	管理部門に係る経費負担の減
計	1,115,595,003,000	1,139,940,961,977	24,345,958,977	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成21事業年度
(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(中小企業倒産防止共済勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	1,611,710,000	1,611,710,000	—	
貸付等回収金	50,625,919,000	50,430,915,284	△ 195,003,716	貸付回収金の減
貸付金利息	315,006,000	234,021,141	△ 80,984,859	
業務収入	59,240,515,000	50,342,405,200	△ 8,898,109,800	掛金収入の減
運用収入	6,030,066,000	5,792,232,300	△ 237,833,700	運用資産額の減
その他収入	8,451,000	328,804,158	320,353,158	倒産防止共済基金戻入益の計上
計	117,831,667,000	108,740,088,083	△ 9,091,578,917	
支出				
業務経費	51,304,532,000	51,788,784,978	484,252,978	解約手当金の増等
貸付金	80,654,550,000	56,353,850,000	△ 24,300,700,000	貸付規模の減
支払利息	182,622,000	—	△ 182,622,000	借入をしなかったことによる減
一般管理費	121,023,000	108,508,860	△ 12,514,140	管理部門に係る経費負担の減
計	132,262,727,000	108,251,143,838	△ 24,011,583,162	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成21事業年度

(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(工業再配置等業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	2,663,347,000	2,252,971,562	△ 410,375,438	販売用不動産の譲渡実績の減
運用収入	205,187,000	47,033,778	△ 158,153,222	運用資産の減
受託収入	88,455,000	82,827,377	△ 5,627,623	地方公共団体からの受託事業の減
その他収入	6,553,000	14,887,209	8,334,209	
計	2,963,542,000	2,397,719,926	△ 565,822,074	
支出				
業務経費	2,242,778,000	1,312,865,042	△ 929,912,958	販売用不動産の維持管理経費の減
受託経費	88,455,000	82,827,377	△ 5,627,623	地方公共団体からの受託事業の減
借入金等償還	7,200,546,000	7,200,000,000	△ 546,000	
支払利息	244,050,000	241,084,795	△ 2,965,205	
一般管理費	119,863,000	80,264,630	△ 39,598,370	管理部門に係る経費負担の減
計	9,895,692,000	8,917,041,844	△ 978,650,156	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成21事業年度

(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(産炭地域経過業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
借入金等	1,250,000,000	13,000,000,000	11,750,000,000	所要資金の増による借入金の増
貸付等回収金	345,523,000	434,282,405	88,759,405	事業貸付金の回収による増
貸付金利息	17,814,000	30,880,267	13,066,267	
業務収入	695,384,000	947,099,840	251,715,840	割賦売掛金の回収による増
運用収入	258,576,000	76,077,636	△ 182,498,364	運用資産の減
その他収入	141,319,000	130,816,252	△ 10,502,748	消費税還付金の減
計	2,708,616,000	14,619,156,400	11,910,540,400	
支出				
業務経費	3,859,032,000	1,215,987,021	△ 2,643,044,979	工業用水道工事の繰越による減
借入金等償還	10,666,053,000	13,716,053,000	3,050,000,000	他勘定借入金の増
支払利息	211,038,000	152,903,136	△ 58,134,864	
一般管理費	69,514,000	71,488,189	1,974,189	
計	14,805,637,000	15,156,431,346	350,794,346	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成21事業年度
(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(出資承継勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	272,581,000	315,114,883	42,533,883	ベンチャーファンド分配金等の増
運用収入	30,037,000	25,444,286	△ 4,592,714	運用にかかる利息収入の減
その他収入	223,000	160,886	△ 62,114	
計	302,841,000	340,720,055	37,879,055	
支出				
業務経費	27,173,000	24,323,258	△ 2,849,742	経営基盤強化業務費の減
出資金	105,500,000	12,000,000	△ 93,500,000	ベンチャーファンドのキャピタルコールの減
一般管理費	2,300,000	3,191,420	891,420	
計	134,973,000	39,514,678	△ 95,458,322	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入は、ベンチャーファンドの分配金収入額にベンチャー株式の売却収入額等を加算した額を記載しております。
- (2) 出資金は、ベンチャーファンドに対するキャピタルコールの支出額を記載しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

10.06.18 中機監室第1号

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条第2項
の規定による財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書

独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成21年度財務諸表及び
決算報告書について監査したところ、適正であると認めます。

平成22年6月18日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

監事 高橋 周平 
監事 山下 敬史 
監事 増田 治朗 

独立監査人の監査報告書

平成22年6月17日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長 前田正博 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

樋通澤克彦 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鈴木裕子 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

近藤浩明 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)、勘定別損失の処理に関する書類(案)及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の一般勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定、工業再配置等業務特別勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る各勘定別財務諸表(利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)を除く。)並びに法人単位財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 各勘定に係る決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年6月17日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長 前田正博 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 樋澤克彦 

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木裕子 

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 近藤浩明 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第6期事業年度の連結財務諸表、すなわち、施設整備等勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書及び勘定別連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書、法人単位連結剰余金計算書及び法人単位連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、連結財務諸表について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人は、上記の施設整備等勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）及び法人単位連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上